

【労働者派遣に関する基本契約】

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙の行う甲に対する労働者派遣に関し、次のとおり契約を締結する。

（業務内容に関する合意）

第1条 甲に派遣される乙の従業員（以下「派遣職員」という。）の従事すべき業務内容、派遣期間、始業・終業時刻、派遣料金、就業場所、甲において派遣職員を指揮命令する者及びその他労働者派遣の実施に関し必要な細目については、別途合意する労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）によるものとする。

2 乙は、派遣職員を甲へ派遣するときは、個別契約の都度、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第35条の定める事項を甲へ通知しなければならない。また、甲は派遣職員の就業の管理を円滑に行うため、責任者を定め乙へ通知しなければならない。

（業務指揮）

第2条 甲は、派遣職員に対して、甲において従事すべき業務の遂行に必要な指揮命令を行うことができる。

2 乙は、派遣職員について、前項の指揮命令の他、甲における職業秩序維持、施設管理、その他派遣職員の就業に関し甲が行う指揮命令に従うよう適切な措置を講じなければならない。

3 甲は、個別契約に定める就業条件等に違反して派遣職員を使用してはならない。

（権利等譲渡の禁止）

第3条 甲及び乙は、本契約により生じた権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

（金銭等の取扱）

第4条 甲は、派遣職員に金銭、有価証券その他貴重品の取り扱いをさせないものとする。ただし、業務上必要がある場合には甲乙協議のうえ、取り扱いをさせることができるものとする。

（機密情報等）

第5条 甲及び乙は、相手方の営業上の機密及び取引先の機密並びに業務遂行に関し知り得た個人情報及びその他の事項を他に漏洩してはならない。また、乙は、甲の倫理規程の趣旨に則り、公的職務の信用を損なわないよう留意しなければならない。

2 甲及び乙は、それぞれの従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。本契約又は個別契約の終了後においても同様とする。

（労務管理）

第6条 乙は、派遣職員に対して適切な労務管理を行うものとする。また、個別契約に記載する業務の遂行に支障を生じ、又は甲の名誉及び信用を害することがないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 甲より派遣職員に貸与品又は支給品がある場合は、派遣職員はその使用に関し、善良な管理者としての責任を負うものとする。また、派遣職員は不用となった貸与品又は支給品を速やかに返還するものとする。

3 派遣職員の責めに帰すべき事由による汚損、毀損又は紛失等により、貸与品又は支給品の返還が不可能となった場合は、乙は甲の指示に従い損害を弁償するものとする。

(派遣料金及び支払)

第7条 甲は、乙に対して個別契約に基づく労働者派遣の対価として派遣料金を支払う。

2 乙が請求する消費税等は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する業務の額に法令所定の税率を乗じた金額（円未満切捨）とする。

3 経済変動、諸経費の変動等により、料金の改訂の必要を生じたときは、甲乙協議のうえ改訂することができる。

4 派遣料金の支払いについては、業務が完了したとき、又は反復継続するときは、甲が予め定めた期日毎に甲の履行状況確認終了後、乙から適法な支払請求を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(損害の賠償)

第8条 派遣業務の処理に関し、派遣職員がその責に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、甲の指揮命令により生じたと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣職員の責に帰すべき事由と甲の指揮命令との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して損害の負担割合を定めるものとする。

(苦情の処理)

第9条 甲及び乙は、派遣職員からその就業に関し苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を相手方に通知し、双方協議して迅速且つ適切な処理を図ることとし、その結果について派遣職員に通知するものとする。

(知的財産権等の帰属)

第10条 派遣職員が契約業務に関連して行った発明、考案、創作、育成、案出（以下「発明等」という。）により発生した特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、回路配置利用権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び発明等に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益（以下、合わせて「知的財産権等」という。）の帰属については、甲を特許法第35条1項、実用新案法第11条3項、種苗法第8条1項、意匠法第15条3項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第5条、著作権法第15条1項の「使用者等」ないし「法人等」として扱うこととし、甲に権利が帰属する場合の派遣職員への褒賞金及び補償金の取り扱い等については、法令及び甲の規程に従うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、乙又は派遣職員が契約業務従事前から保有していた知的財産権等については、乙又は派遣職員に留保されるものとし、乙又は派遣職員は、甲に対し、個別契約に基づく派遣に必要な範囲で、無償にて使用することを許諾する。

(派遣職員の交代)

第11条 甲は、派遣職員が甲の就業に関する規則、業務の処理の方法、指揮命令等に従わない場合、又は業務遂行能力若しくは業務効率著しく不十分である場合、その他当該派遣に係る発注仕様書及び個別契約の本旨に反する場合には、乙に対しその理由を示し、相応の期間を与えた上で、当該派遣職員の交代を要請することができる。

2 前項の期間は、甲乙間での誠実な協議の上で定めるものとする。ただし、当該協議が合意に至らなかった場合若しくは円滑な業務遂行に重大な支障が生じている又は生じる恐れがある場合には、甲は乙に対し、当該派遣職員の速やかな交代を要請できるものとする。

3 前2項の場合において、乙が交代の派遣職員を派遣できないときは、甲は個別契約を解約することができる。この場合甲は個別契約に伴う損害賠償請求を行わない。

(契約の解約)

第12条 甲又は乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの予告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める義務の履行を怠り、履行の督促に対して誠意を示さないとき

- (2) 債務の支払い不履行により銀行取引停止処分があったとき
- (3) 財産上の信用に関わる差押、仮差押、仮処分を受け、又は競売、強制執行処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生、清算等の申し立てがあったとき
- (5) 営業を停止、又は廃止したとき
- (6) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき
- (7) 親会社又は重要な子会社が上記(2)～(6)のいずれかに該当した場合

- 2 甲又は乙が第1項により本契約を解除し損害が発生する場合は、契約解除の原因をなす相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲又は乙が、第1項に基づき本契約を解除した場合、契約解除の原因をなす相手方は当然に期限の利益を失い、支払期日にかかわらず、解除した甲又は乙に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 乙は、自己が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しないこと、及び今後もこれらに該当する行為を行わないことを表明し、保証する。甲は、乙が各号のうちいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明した時は、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 乙が、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)が前2号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、乙が本契約の履行に関連して次の各号のいずれかに該当したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が、反社会的勢力である第三者をして前2号の行為を行わせること。
- (4) 乙が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社が前各号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3 乙は、前2項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、甲に対し、損害賠償を請求することはできない。

(双方協議)

第14条 本契約に定めのない事項、又はこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

(有効期間)

第15条 本契約の有効期間は2027年4月1日から2028年3月31日までとする。ただし、有効期間内に甲乙いずれから異議申し立てがある場合は、その内容を甲乙協議のうえ変更することができる。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
甲 国立研究開発法人 科学技術振興機構
分任契約担当者
人 財 部 長 泉 直 行

乙